

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県宅地建物取引業法施行細則（抜粋）

（提出すべき書類の部数）

第2条 法第4条並びに施行規則第1条及び第1条の2の規定により提出すべき免許申請書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

2 法第9条第1項及び同条第2項において準用する法第4条第2項並びに施行規則第5条の2第1項及び第2項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

3 略

（免許申請書の添付書類）

第3条 法第3条第1項の規定による知事の免許を受けようとする者は、法第4条第1項の免許申請書に、同条第2項各号に掲げる添付書類のほか、専任の宅地建物取引士が現に交付を受けている法第22条の2第1項の宅地建物取引士証（以下「宅地建物取引士証」という。）の写しを添えなければならない。

2 削除

（変更届出書の添付書類）

第3条の2 法第9条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、施行規則第5条の2第1項の変更届出書に、法第9条第

高知県宅地建物取引業法施行細則（抜粋）

（提出すべき書類の部数）

第2条 法第4条並びに施行規則第1条及び第1条の2の規定により提出すべき免許申請書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

2 法第9条並びに施行規則第5条の3第1項及び第2項の規定により提出すべき宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及びその添付書類の部数は、正本1通とする。

3 略

（免許申請書の添付書類）

第3条 法第3条第1項の規定による知事の免許を受けようとする者は、法第4条第1項の免許申請書に、同条第2項各号に掲げる添付書類のほか、専任の宅地建物取引士が現に交付を受けている法第22条の2第1項の宅地建物取引士証（以下「宅地建物取引士証」という。）の写しを添えなければならない。

2 法第3条第3項の規定による知事の免許の更新を受けようとする者は、法第4条第1項の免許申請書に、前項に定めるもののほか、施行規則第4条の宅地建物取引業者免許証（第5条第2項において「免許証」という。）の原本を添えなければならない。

（変更届出書の添付書類）

第3条の2 法第9条の規定による変更の届出をしようとする者は、施行規則第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項

2項において準用する法第4条第2項及び施行規則第5条の2第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 届出者が法人である場合における法第4条第1項第1号に掲げる商号若しくは名称、同項第2号に掲げる役員の氏名又は同項第4号に掲げる事務所の所在地の変更に係る場合 法人の登記事項証明書
- (2) 法第4条第1項第5号に掲げる法第31条の3第1項に規定する者（同条第2項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の変更に係る場合 宅地建物取引士証の写し
(従業者変更届)

第4条 宅地建物取引業者は、施行規則第1条の2第1項第9号の宅地建物取引業に従事する者の名簿に変更があったときは、遅滞なく、その旨を別記第1号様式により知事に届け出なければならない。

(廃業等届出書の添付書類)

第5条 法第11条第1項の規定による廃業等の届出をしようとする者は、施行規則第5条の4の廃業等届出書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

変更届出書に、同条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 届出者が法人である場合における法第8条第2項第2号に掲げる商号若しくは名称、同項第3号に掲げる役員の氏名又は同項第5号に掲げる事務所の所在地の変更に係る場合 法人の登記事項証明書
- (2) 法第8条第2項第6号に掲げる法第31条の3第1項に規定する者の変更に係る場合 宅地建物取引士証の写し
(従業者変更届)

第4条 宅地建物取引業者は、施行規則第1条の2第1項第8号の宅地建物取引業に従事する者の名簿に変更があったときは、遅滞なく、その旨を別記第1号様式により知事に届け出なければならない。

(廃業等届出書の添付書類)

第5条 法第11条第1項の規定による廃業等の届出をしようとする者は、施行規則第5条の5の廃業等届出書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(3) 略

2 略